

令和4年9月6日

施設利用にあたっての利用者様へのお願い

(公財) 川崎市生涯学習財団

令和4年1月21日(金)からの政府による神奈川県を実施区域とするまん延防止等重点措置の実施が令和4年3月21日(月)をもって終了しました。

川崎市からも『まん延防止等重点措置の終了に伴う本市行政運営方針について』が、新型コロナウイルス感染症対策本部長名で発出されましたが、未だ終息には至っていないため、引き続き感染拡大防止対策を徹底し、行政運営を行っていく必要があると記載がありました。

当財団も市の方針を基本として、当面の間、以下のとおり対応いたします。感染防止対策のため、貸館ご利用の際には、引き続き次の事項にご協力いただき、感染防止対策の徹底をお願いします。

<施設使用>

感染防止対策のため、ご利用については、引き続き、次の事項にご協力いただき、感染防止対策の徹底をお願いします。

- 1 フィットネスルーム・多目的ルーム・活動室の利用では、運動や合唱などを行う際には、十分な人と人との間隔(1メートル)を確保してください。また、会議室の利用では、人と人との接触しない間隔を確保したうえでご利用をお願いします。
- 2 定期的に窓を開けて、外気を取り入れる換気を行ってください。なお、換気中は外部に音が漏れないようご配慮ください。
- 3 プラザ入口に検温器を設置していますので、入館時の検温にご協力ください。
- 4 プラザ入口に消毒薬を置いていますが、適宜手洗いををお願いします。咳エチケット、マスクの着用にご協力ください。
- 5 各室用の消毒用キットを用意しておりますので、利用後にご使用になった備品等を消毒のうえお戻しください。(机・いす・ヨガマット・卓球台・ドアノブ等)
- 6 風邪の症状のある方や体調不良の方は参加を控えるようにしてください。
- 7 万一の事態に備えて、参加者全員の氏名、緊急連絡先等を確認して記録しておいてください。
(感染者の発生または感染の疑われる方が判明した時は、保健所等の公的機関による聞き取り調査に協力し、指示に従ってください。)